

平成 28 年 12 月 13 日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

平成 28 年度災害廃棄物対策推進検討会 開催要綱（案）

1. 目的

近年、自然災害が頻発化、激甚化してきており、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨（常総市）や平成 28 年 4 月の熊本地震、9 月の台風災害、10 月の鳥取地震、11 月の福島県沖地震など、集中豪雨や活断層地震による災害に直面し、それらへの対応が進行しているところである。

環境省では、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など、東日本大震災以上の規模の自然災害（以下「大規模災害」という。）に備え、平成 25 年度から「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を開催し、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきた。平成 28 年 3 月に、検討会における 3 年間の検討を踏まえた提言として、環境省が災害廃棄物対策の更なる強化のために引き続き取り組むべき事項について、「1. 災害に備えた災害廃棄物対策推進・支援体制の充実」、「2. 災害に備えた廃棄物処理施設の整備及び効果的な運用の推進」、「3. 災害廃棄物対策に関する研究開発、情報発信及び国際協力の推進」、「4. 災害廃棄物対策のフォローアップの実施」の 4 つの観点から、「大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について」（以下「提言」という。）を取りまとめた。

本検討会は、提言に基づき、毎年のように自然災害が発生している状況を鑑み、全国各地で発生した非常災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等について整理し、関係者への情報共有を行うとともに、災害廃棄物対策に関する取組状況の確認及び諸課題に関する対応の方向性に関する技術的助言等を行うことを目的として開催する。

2. 検討事項

検討会での検討事項は、通常災害への対応も想定した次の事項とする。

- ① 全国各地で発生した非常災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等の整理、指針等の点検
- ② 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のあり方、その実現方策等
- ③ 災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方
- ④ その他災害廃棄物処理システムや技術等に関する事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、廃棄物処理、防災等の分野について知見を有する学識経験者等から、廃棄物・リサイクル対策部長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。座長は会議の議事運営に当たる。
- (3) 座長は委員の互選により定める。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会では、必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取する。
- (5) 検討会には、必要に応じ、学識経験者、自治体及び関連団体関係者等からなるワーキンググループを置く。ワーキンググループの座長は、検討会の座長が指名する。

4. 事務

検討会の事務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室において行う。

5. スケジュール

平成 28 年度内を目途に 2 回開催する。

6. その他

検討会は原則公開とする。ただし、ワーキンググループを設置した場合、ワーキンググループは非公開とする。

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。